

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
<p>地域医療勤務環境改善体制整備事業</p>	<p>(1) 病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）1床当たり基準単価133千円とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p> <p>(2) 以下を満たす場合は、1床当たり基準単価266千円とする。</p> <p>面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。</p>	<p>別記1に定める「医師労働時間短縮計画」に基づき、特定労務管理対象機関の指定（または指定を受ける予定の）医療機関が実施する取組（令和6年度に新規で取り組む事業及び、既存事業を令和6年度に拡大する場合に限る。）に必要な次に掲げる経費</p> <p>ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得し、その加算の対象範囲となっている費用については、補助の対象外とする。</p> <p>資産の形成につながらない費用 （人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）</p> <p>資産の形成につながる費用※ （委託料、工事費又は工事請負費、備品購入費）</p> <p>※資産の形成につながる費用とは、医療法人会計基準若しくは病院会計準則に基づいて作成する貸借対照表等で有形固定資産又は無形固定資産として計上されるものをいう。</p>	<p>別記1に定める県内の病院もしくは診療所（歯科診療所を除く。）の開設者（地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。）</p>	<p>資産の形成につながらない費用 10/10</p> <p>資産の形成につながる費用 9/10</p>